

事 務 連 絡

令和 6 年 12 月 19 日

居宅介護支援事業所管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
福祉用具貸与事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

長岡京市高齢介護課長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いにかかる確認書について

平素より本市の介護保険行政に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、軽度者に対する福祉用具貸与について、必要に応じて「軽度者に係る福祉用具貸与費算定確認書」（以下、確認書）を平成 27 年度に本市から通知した内容をもとに、必要書類とともに御提出いただいているところではありますが、このたび、下記のとおり通知します。

記

・ 確認書の提出が必要となる場合

- 更新・区分変更申請により新たに認定結果が出た場合
(軽度者に対する福祉用具貸与の有効期間＝認定有効期間)
- 居宅介護支援事業者に変更があった場合
- 福祉用具の種目に追加、変更があった場合
- 利用者の状態に変更があった場合